提案事項

項番	提案項目	審査基準
1	実施体制、労働管理	・本業務全体の実施・人員体制は適切かつ効果的か。 ・業務責任者は、十分な業務実績・経験・資格等を保有しているか。 ・相談支援員等の欠勤及び欠員・交代時にフォローする体制はあるか。 ・相談支援員等の支援の進行管理体制は適切か。 ・相談者の性別、年齢、状態等に配慮し、相談等を受ける際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応できるか。 ・事故発生時の対応体制が整備されているか。
2	相談支援の実施方針及び具体的な内容	(1)自立相談支援事業等 ・事業の相談支援の実施方針と実施内容は効果的かつ適切か。 ・関係機関と協議が十分にでき、本人のニーズに対応する効果的な支援プランを作成できるか。 ・センター及び各福祉課の受付業務を円滑に行い、必要な窓口に適切に案内することができるか。 ・複雑化・複合化した課題を抱える区民を把握した際に、重層的支援体制整備事業と適切に連携するとともに、生活困窮分野の専門性を生かした支援を提案・実行できる体制となっているか。(過去に連携した実績があるか) ・支援対象者への継続的なアウトリーチ支援を実施する体制はあるか。
		(2)ひきこもり相談支援事業 ・事業の相談支援の実施方針と実施内容は効果的かつ適切か。 ・継続的な伴走型支援のための、アウトリーチの手法や提案者ならではの取り組みは、効果的かつ実効性があるか。 ・相談者、相談内容及び支援経過の記録とその管理方法は適切か。
		(3)ひとり親家庭等支援事業 ・事業の相談支援の実施方針と実施内容は効果的かつ適切か。 ・ひとり親を取り巻く現状を把握し、ニーズに応じた対応や企画ができるか。
		(4)ホームレス等支援事業 ・緊急に生活上の支援が必要なケースに対し、適切に対応できるか。
3	支援機関等との連携、地域とのネットワークづくり	(1)連携が必要となる支援機関等を把握しているか。また、各支援機関等の支援内容を十分に理解し、相談者を適切に繋ぐことができるか。 (2) 支援機関及び地域福祉コーディネーターと連携し、地域とのネットワークづくりについて具体的なプランを持っているか。(過去に連携した実績があるか)
4	区民への周知	・区民ひとりひとりに行き届くよう周知方法が工夫されているか。 ・事業(相談支援、講座・講演会等)の広報活動は適切かつ効果的か。
5	相談支援の専門性	(1)各事業の相談支援員等の専門知識、経験、配置体制は十分か。 (2)専門性を高めていくための人材育成・研修に、計画性と実効性はあるか。 (3)専門性の高い人材を確保するための取り組みは適切か。 ・従事者の採用方針・採用方法
6	危機管理・苦情対応	・緊急時の対応体制は万全か。 ・区民等からの苦情及び要求等への対応は万全か。
7	個人情報保護	・相談支援や郵送の際等、個人情報の保護・管理体制は適切か。 ・事業者の個人情報保護の方針・対策・研修の取り組みは適切か。

8	事業実績	同種の事業についての受託実績（受託規模・受託件数）が豊富にあるか。
9	経費見積書	・見積りの経費内訳及び積算根拠は妥当か。 ・提案金額が妥当かつ安価であるか。